

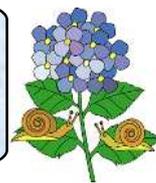
浜長保険センター安全だより

令和元年 6 月 12 日
浜長保険センター第 31 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



雨に映えるアジサイの花も美しく、爽やかな季節となりました。また、山間部では、蛍の飛び交う便りも届いています。

間もなく梅雨入りです。皆様におかれましては、ますますご壮健のことと
思います。



高齢ドライバーによる重大な交通事故が連日、報道されています。その原因は、アクセル・ブレーキ操作誤り、一方通行の逆行など、その一方では、運転に自信がなくなったとして自主的に運転免許を返納する方も増加しています。

「通常の運転ではない」と異常な動きをする自動車を認めたときは、その相手に安全を期待せず、直ちに減速の上、その動きに注意し、状況によっては積極的に停止しなければなりません。危ない状況のときは、ハンドルで回避するより、直ちに減速することがベターです。

ところで、サイドブレーキを引き忘れ、運転席から降りた直後、マイカーが自走し、民家の屋根や駐車自動車に衝突したり、また歩行者、自転車などに衝突し、人身事故になった場合、その原因は何か？ また、どのような罪に問われるのか？について説明します。



Q 停止させた自動車が自走した場合、その原因をどう捉えるのか？

A 端的に言えば、停止措置が十分でなかったことです。交通ルールに照らせば、運転者遵守事項のうち、「停止措置義務違反」に該当します。

道路交通法第71条第5号に

「車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。」と規定されています。(普通車 反則金6千円、点数1点)

事故にならなくても、自走した場合は、この違反に該当し、事故になった場合は、原因はこの違反が適用されます。なお、停止の状態を保つためには、サイドブレーキを確実に引く、パーキングに入れる、輪止めをするなどが該当します。

Q 人身事故になった場合は、どのような罪に問われるのか？

A 「過失運転致傷罪」に問われます。自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(自動車運転処罰法)第5条には、「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁固又は百万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

A 前記のとおり、自走させ人身事故を起こした場合、運転者は車両等を離れるときは、自走しないよう停止の状態を保つべき注意義務があるにもかかわらず、これを怠った過失により、人を負傷させた一連の行動が「過失運転致傷罪」に該当することになります。

停車直後に後方の安全を確認せず、ドアを開けた直後、後方から来た単車の運転者に負傷させた場合も「過失運転致死傷罪」に問われます。しかし、駐車後、運転席に乗るため外から運転席のドアを開けたとき、後方から来ていた単車の運転者に負傷させたときは、運転していませんので「重過失傷害罪」に問われます。また、運転者に交通事故点数は付されません。

